

令和5年8月31日

令和5年度 第2回磐田市の国民健康保険事業の運営に関する協議会【資料2】

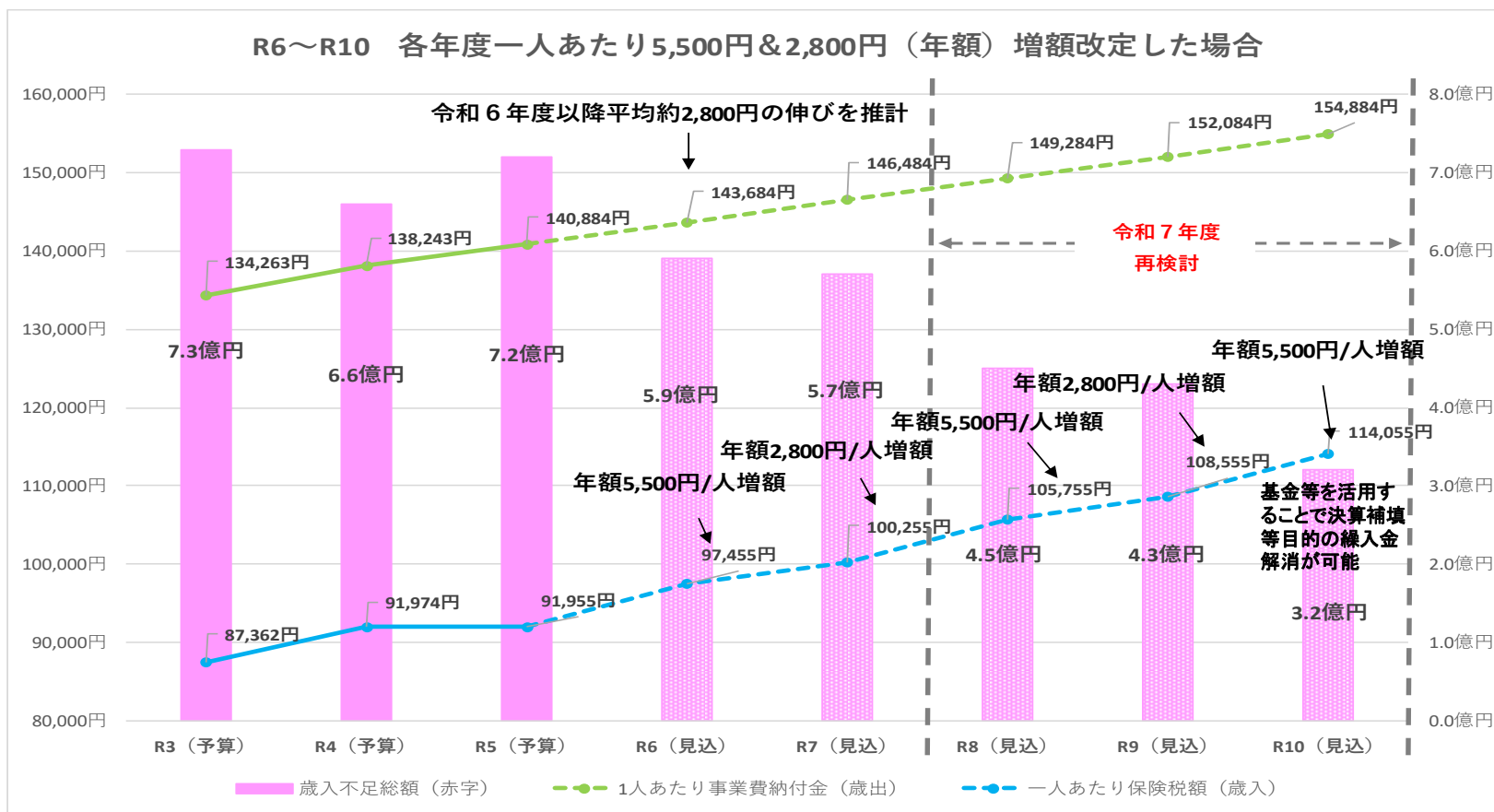
磐田市国民健康保険税率改定について

磐田市 健康福祉部 国保年金課

令和6年度の改定へ向けた検討①

令和6年度の改定案

- 歳入不足額については、当初の目標であった令和10年度で解消するには今後の改定で税率を大きく上げる必要があり、被保険者に過大な負担となるため、令和10年度で3億円程度まで縮減することを目標としてはどうか。
 ※決算補填等目的の繰入金については、基金繰入等を活用して早期（遅くとも令和9年度まで）の解消を目指す。
- 今回の改定では、令和6年度を年額約5,500円程度、令和7年度を2,800円程度の増額改定としてはどうか。
 ※今回の推計はあくまで、現時点の数値による推計であり、令和8年度以降の改定額及び改定方法は、令和7年度に再度検討する。



令和6年度の改定へ向けた検討②

賦課方式の見直しについて

- ・ 前回の改定時から県国保運営方針に沿って賦課方式の見直し（資産割率の削減→令和8年度の廃止を予定）を開始。
- ・ 税率同様、被保険者への影響を考慮し、段階的な改定を計画。
- ・ 前回と同程度に医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分それぞれ改定してはどうか。※下記改定案

静岡県国保運営方針（賦課方式について）

【現行（～令和5年度）の県方針】

医療分は3方式（資産割を廃止。所得割、均等割、平等割の3方式。）とする。
後期高齢者支援金分、介護納付金分は資産割を使用しないことを目標とする。



【次期（令和6年度～）の県方針（現在、県と市町で協議中の改定案）】

後期高齢者支援金分も医療分同様に3方式（資産割を廃止。所得割、均等割、平等割の3方式。）とする。
介護納付金分は2方式（資産割、平等割を廃止、所得割、均等割の2方式。）とする。
賦課方式（3・3・2方式）の県内市町統一の目標年度を令和9年度までとする。

改定案

区分	種別	(前回改定前) 令和3年度	(前回改定後) 令和4・5年度
医療分	資産割	30.00%	20.00% (△10.00%)
後期高齢支援金分		5.00%	2.50% (△2.50%)
介護納付金分		4.50%	2.00% (△2.50%)
	平等割	4,200円	1,800円 (△2,400円)



(今回改定案) 令和6・7年度	改定後 賦課方式
10.00% (△10.00%)	4方式
0.00% (△2.50%)	3方式
0.00% (△2.00%)	2方式
0円 (△1,800円)	